

役員報酬規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人集団給食協会（以下「協会」という。）の定款第26条に定める常勤の理事及び監事の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、協会を主たる勤務場所とし週5日以上勤務する専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 協会は役員の仕事遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤専務理事の報酬は年度総額650万円の範囲内で、理事会が決定する。
- 3 非常勤役員のうち、監事に報酬を支給する。
- 4 監事の報酬は、日額2万円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤専務理事の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、25日が日曜日、土曜日、又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当ときは、25日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日（その日が二あるときは、25日より前の日）を支給日とする。

- 2 監事の報酬は、監査の実施に要する日数に応じた金額をその都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された専務理事に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が専務理事となったその日から月の末日までの日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

- 2 専務理事が退職又は死亡したときは、退職または死亡の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤専務理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

- 2 通勤手当の額は6ヶ月定期券の額を月割りして支給する。
- 3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する支給方法による。

(費用の弁償)

第7条 協会は、役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償は実費とし、役員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず非常勤の専務理事に月額2万円を費用弁償するものとする。
- 4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 協会は、この規約をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規約の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規約の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規約は平成28年5月12日より一部改正により施行する。
- 3 本規約は令和3年5月26日より一部改正により施行する。